匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業計画 (素案)

令和〇年〇月 匝瑳市

第	1:	章 基本理念	. 1
	1	計画の趣旨・位置付け	. 1
	2	区域の設定	. 1
	3	関連計画等との関係	. 2
	4	地域再生協議会	. 2
	5	根拠法令	. 3
第	2	章 計画対象地域における現状・課題	. 3
	1	現状	. 3
	2	課題	. 6
第	3	章 計画対象地域における事業・取組	. 7
	1	全体概要	. 7
	2	事業実施地域の全体イメージ	. 7
	3	個別の事業・取組内容	. 8
第	4	章 計画に基づく特例	17
	1	旅館業の許可の特例(法第 17 条の 24)	17
	2	サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例(国土交通省・厚生	
		労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条)	18
第	5	章 計画の成果目標の設定	19
	1	目標の設定	19
	2	スケジュールについて	20

第1章 基本理念

1 計画の趣旨・位置付け

「生涯活躍のまち」は、人口減少が進む中で、東京都をはじめとする都市部等を中心とする市の区域外から、多様な知識や経験を持つ健康でアクティブな中高年齢者の移住を積極的に受け入れ、更なる健康づくりを進めるとともに、子どもや若者等の多世代との協働による生涯にわたって活躍できるまちづくりを推進し、もって地域の活性化を図ることを目的とした構想である。

本市では平成28年3月に策定した「匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に生涯活躍のまちに関する方向性を位置付けるとともに、地方創生加速化交付金を活用して、 生涯活躍のまち形成のための取り組みを開始した。

「生涯活躍のまち」に関する基本的な計画としては、平成28年11月7日付けで「匝瑳市生涯活躍のまち(飯倉地区)基本計画」を策定し、生涯活躍のまちを形成するために必要なコンセプトやその機能について整理した。

これを受けて、平成29年4月5日付けで内閣総理大臣に対し、「匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画(以下「地域再生計画」)」の認定申請を行い、同年6月27日付けで認定を受け、同年7月には内閣府生涯活躍のまち形成支援チームの支援対象団体にも選定されている。

平成29年度からは、地方創生推進交付金を活用し、匝瑳市版生涯活躍のまちの実現のため、地域再生計画に基づいて総合的・計画的に取り組んできたところである。

こうした取組みをさらに具体的に推し進めるため、地域再生法(以下「法」)第 17 条の 24 第 1 項の規定に基づき、匝瑳市地域再生協議会における協議を経て、地域再生計画のアクションプランとして「匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業計画(以下「形成事業計画」)」を策定するものである。

2 区域の設定

匝瑳市の区域の一部 (飯倉地域及び飯倉台地域)。

飯倉地域は、本市の西部に位置する地域である。東西に国道126号とJR東日本総武本線が並走して通り、JR東日本総武本線飯倉駅がある。

平成31年4月1日現在、人口1,082人(住民基本台帳人口)であり、高齢化率は28.6%である。

医療サービスの提供体制としては、社会福祉法人九十九里ホームが設置・運営する149 床を有する病院が所在するほか、同法人が訪問看護ステーションを設置・運営している。

介護サービスの提供体制としては、社会福祉法人九十九里ホームが設置・運営する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設が所在し、訪問介護、訪問看護等の在宅サービス、地域密着型サービス等を行っている。

障害者福祉として、同法人が障害者相談支援事業所を設置・運営し、障害者が安心した社会生活を送れるように相談事業を行っている。

子育て支援体制としては、同法人の関連法人が幼保連携型認定こども園(平成29年度までは幼稚園として運営)を1施設設置・運営し、83人(平成31年4月1日現在)の園児の保育を実施している。

飯倉台地域は、JR東日本総武本線飯倉駅の北部に位置する地域である。区画整理が行われ、現在は戸建住宅が多い住宅地を形成している。

人口1,695人(平成31年4月1日住民基本台帳人口)、高齢化率17.5%と本市の中では 高齢化が進んでいない地域である。

医療サービスの提供体制としては、歯科診療所2か所が所在し、介護サービスの提供体制としては、デイサービス施設が所在するほか、居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所等が所在している。

3 関連計画等との関係

匝瑳市総合計画に基づいた本市の各分野の計画や、匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく地方創生施策と連携・整合を図るとともに、今後策定予定の計画についても可能な限り整合を図りながら、本計画を策定する。

また、本計画の推進にあたっては、第7期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (そうさスマイルシニアプラン)、匝瑳市子ども・子育て支援事業計画、その他関連計 画等との連携を十分に考慮する。

4 地域再生協議会

(1) 協議会の名称

匝瑳市地域再生協議会

(2) 協議会の構成員

法令根拠	所属・役職等	氏 名
法第12条 第2項第1号 地域再生計画を策定する地方公共団体	匝瑳市 副市長	宇井 和夫
法第12条 第2項第2号 地域再生推進法人	社会福祉法人 九十九里ホーム 理事長	井上 峰夫
法第12条 第2項第3号 生涯活躍のまち形成事業を実施する者	社会福祉法人 九十九里ホーム 理事長	井上 峰夫
法第12条 第3項第1号	社会福祉法人	鎌形 廣行
地域再生計画に密接な関係を有する者	公益社団法人 匝瑳市シルバー人材センター 会長	鈴木 弘
) + W 10 A W 0 TE W 0 F	匝瑳市商工会 副会長	大塚 榮一
法第12条 第3項第2号	豊栄地区区長会 副会長	宇井野 理男
地方公共団体が必要と認める者	匝瑳市介護保険事業者連絡会 会長	宇野 智弥
法第 17 条の 24 第 2 項 都道府県知事その他厚生労働省令で定める者	千葉県健康福祉部高齢者福祉課 課長	澤田浩

(3) 協議会の開催実績等

開催日時、議題等を記載

5 根拠法令

法第17条の24第1項に基づき、匝瑳市生涯活躍のまち形成事業計画を策定する。

第2章 計画対象地域における現状・課題

1 現状

(1) 地勢

匝瑳市(以下「本市」という。)は、平成18年1月23日に1市1町(旧八日市場市及び旧匝瑳郡野栄町)の合併により誕生した。

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約70km圏内、千葉市から約40km、成田国際空港からは約20kmの距離にある。

東西が約12.5km、南北が約15kmで、総面積は約101.52k㎡である。南部に白砂青松の砂浜が続く九十九里海岸があり、市の主要部分は、平坦地で土地改良により整地された広大な田園地帯となっている。

北部は下総台地の緩やかな丘陵地帯である。気候は、夏涼しく冬暖かい海洋性気候で、年平均気温は16度、年間降水量は約1,350mmと過ごしやすい地域である。

また、本市の中央部を東西に国道126号が、本市の西部を南北に国道296号が通り、 鉄道は国道126号と並行して東西にJR東日本総武本線が通り、本市の中央部には八日 市場駅が、西部には飯倉駅がある。高速バスは匝瑳市役所を発着点として、JR東日 本東京駅まで7往復運行されている。

路線バスは、JRバス関東株式会社により1路線運行され、本市も高齢者等の日常 生活のために市内循環バスを6路線運行している。

本市の人口千人当たりの保有自動車台数は、1,028.9台(県内市町村順位5位。平成29年3月31日現在。出典:千葉県統計協会「指標で知る千葉県2018-千葉県統計指標ー」)と高いこともあり、日常生活の交通手段としては、自家用自動車の利用が多い状況にある。

(2) 人口

本市の総人口は、国勢調査では平成7年の43,357人から減少に転じ、平成22年には39,814人、平成27年では37,261人となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計(以下「社人研推計」という。)では、令和22年には平成27年の約30%減、社人研推計に基づくまち・ひと・しごと創生本部の作成資料では令和42年には平成27年の約55%減と、人口減少が急速に進行すると予測されている。

本市の年齢3区分別人口は、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は、 国勢調査の実績値及び社人研推計等の推計値とも平成7年以後一貫して減少しつづけている。 老年人口(65歳以上)は、国勢調査の実績値としては一貫して増加して推移しているが、社人研推計の推計値では令和2年をピークに減少に転じると予測されている。

また、総人口に占める老年人口の割合を示す高齢化率は、平成27年国勢調査では31.9%であったが、社人研推計等で老年人口が減少する令和2年以後も増加を続け、令和17年には40%を超え、令和22年には43.2%、令和42年には46.0%に達すると予測している。

本市人口の自然動態は、平成元年までは自然増であったが、平成2年には死亡者数が出生者数を上回る自然減に転じ、その後は、少子化及び高齢化により自然減が拡大している。

本市人口の社会動態は、平成13年までは概して社会増であったが、平成14年には転 出者数が転入者数を上回る社会減に転じ、その後も社会減が継続している。

(3) 産業

平成27年国勢調査における本市の産業分類別就業者数の構成比は、第1次産業15.2%(2,782人)、第2次産業24.3%(4,446人)、第3次産業58.9%(10,740人)、分類不能の産業1.6%(292人)となっている。

第1次産業については、平成27年国勢調査における本市の就業者の割合(15.2%)は国(4.0%)、県(2.9%)よりも高くなっている。本市の全域で営まれている基幹産業である農業は、従事者数では第1次産業就業者数のうち95.2%(2,651人)を占め、水稲を中心として、野菜、植木の栽培等が行われている。

しかし、平成27年国勢調査における第1次産業就業者数は2,782人と、平成7年国勢調査の4,657人から40.2%減少し、また、農業就業者数(2,651人)では平成7年の4,521人から大きく減少(41.3%)する等、第1次産業就業者、特に、農業就業者は減少している。なお、本市の産業別就業者総数は、平成7年国勢調査では22,434人であったが、平成27年国勢調査では18,260人と18.6%減少している。

また、本市の65歳以上の高齢者就業者総数(3,060人)に占める、産業別の65歳以上の 就業者の割合は、第1次産業では38.0%(1,164人)(第1次産業のうち最も高齢者就業 者が多い産業は、農業の36.6%(1,120人)である。)、第2次産業では16.1%(494人)、 第3次産業では44.5%(1,364人)(第3次産業のうち最も高齢者就業者が多い産業は、 サービス業の19.0%(604人)である。)となっている。

以上のように、本市においては農業が高齢者の就業の主要な受け皿となっていることを示しており、今後就業者の高齢化及び減少が続いた場合には、耕作放棄地の増加による経営耕地面積の減少を招き、最終的には本市の農業の衰退を招きかねないため、本市農業の課題と言える。

第2次産業については、平成27年国勢調査における本市の就業者の割合(24.3%)は 県(20.6%)よりも高いが、ほぼ国(25.0%)と同じ割合である。景気低迷等により平成 27年の第2次産業就業者数(4,446人)は平成7年の6,508人から31.6%減少している。 第3次産業については、平成27年国勢調査における本市の就業者の割合(58.9%)は国(71.0%)、県(76.5%)よりも低いものの、本市の産業就業者の半数の割合を占めている。第3次産業従事者(10,740人)のうち、卸売・小売業の就業者31.5%(3,388人)と、サービス業の就業者44.8%(4,821人)で、第3次産業従事者の76.3%を占めている。また、平成28年総務省統計局「経済センサス基礎調査」では、本市の産業別従事者数のうち医療、福祉の従業者総数は1,774人であり、内訳としては社会保険・社会福祉・介護事業1,064人(59.9%)、医療業709人(39.9%)となっている。

(4) 医療・福祉・介護

平成30年4月1日現在において本市には医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)は47施設、介護保険施設は介護老人福祉施設が2施設、介護老人保健施設5施設及び介護療養型医療施設1施設、また、高齢者向け住宅としてサービス付き高齢者向け住宅1施設が所在している。

また、千葉県統計協会「指標で知る千葉県2018-千葉県統計指標-」では、本市の人口1万人当たりの医療施設数は13.9(県内市町村順位4位。平成28年10月1日現在。)であり、県平均(11.7)を上回る等、国保匝瑳市民病院をはじめとする医療施設が整備され、国保匝瑳市民病院介護老人保健施設そうさぬくもりの郷等の介護保険施設も整備されている。

国保匝瑳市民病院は、本市の属する2次医療圏である香取海匝医療圏において唯一、在宅療養支援病院に指定されている病院(平成24年指定)であり、「地域に出ていく医療」として、平成3年に在宅ケア部(現地域ケア部)を設置し、訪問看護を開始した。全国に先駆けて在宅医療に取り組み、平成10年には訪問看護ステーションを、平成12年には居宅介護支援事業所を設置し、質の高い支援体制を構築するとともに、地域の医師会との密接な連携のもとに24時間の在宅医療に取り組んでいる。

このこともあり、本市の自宅死亡割合(以下「在宅看取り率」という。)は、16.8% (平成29年実績) (出典:厚生労働省 在宅医療に係る地域別データ集。なお、この調査の「自宅」は、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を含む。)と全国13.2%よりも高く、県内54市町村中9位となっている。

また、内閣府「高齢者の健康に関する意識調査」(平成24年度)では、「最期を迎えたい場所」は、「自宅」が54.6%で最も高かった。医療施設や在宅療養支援病院が整備されている本市において「生涯活躍のまち」を推進するに当たり、最期を迎える場所における多くの方の希望をかなえるためには、「在宅看取り率」の高さは本市の強みである。

飯倉地域に本部機能を置く「社会福祉法人九十九里ホーム」は、昭和10年に結核患者の保養所として開設して以来、現在では、病院事業のみならず高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等に取り組み、医療、福祉及び介護が連携し、子どもから高齢者ま

で切れ目のないサービスを提供している。

また、同法人は、地域行事への参加、地域住民を対象とした介護予防・健康講座等の開催等により、地域と融和しており、地域住民等との多世代協働のための下地ができている。

2 課題

(1) 人口減少等による地域経済の停滞等

① 人口減少による地域経済の停滞等

本市では事業所等の雇用の場の減少等のため人口が減少し、人口減少等により、市全体での地域経済の停滞等が生じている。

本市内の事業所は、平成8年から平成28年の20年間に737事業所(減少率31.2%)が減少している状況である(本市内の事業所数 平成8年2,357事業所(平成8年総務庁統計局「事業所・企業統計調査」)→平成28年1,620事業所(平成28年総務省統計局「経済センサス基礎調査」))。

このように、本市内において雇用の場が減少していることもあり、国勢調査における平成27年までの実績では生産年齢人口 (15~64歳) は平成7年の27,883人をピークに減少している。

また、「経済指標(合成版)(昭和50年のデータを基準(100)とし、以降10年ごとのデータを指数化したもの。)」(内閣府ホームページ)では、本市の平成12年の経済指標は56.1であったが平成22年の経済指標は54.7(\blacktriangle 1.4ポイント)であり、平成12年の小売の偏差値は50.7であったものが平成22年の小売の偏差値は48.6(\blacktriangle 2.1ポイント)となっており、本市の地域経済が停滞していることを示している。

② ショッピングセンターの廃業に係る飯倉地域における地域経済、雇用及び地域コミュニティの停滞等

飯倉地域のJR東日本総武本線飯倉駅の隣接地には、平成24年1月までショッピングセンターが営業していた。

当該ショッピングセンターは店舗面積10,000㎡を超える、本市における大規模商業施設として、飯倉地域の雇用創出や地域経済・地域コミュニティの活性化に寄与していた。

しかし、当該ショッピングセンターが廃業して以後、飯倉地域はコンビニ等の店舗は数店舗あるものの、人の動きは少なく、駅前にもかかわらず賑わいがなく、雇用、地域経済、地域コミュニティの停滞等が続いている。

(2) 単身高齢者等に対する生活支援サービスの創出

上記1の②のショッピングセンターの廃業の後、同ショッピングセンター跡地から約2km内には生鮮食料品を販売するスーパーマーケットはなく、バス等の公共交通も本数が少ないことから、自家用自動車等を運転できない単身高齢者等にとって、飯倉地域は買い物に不便な住みにくい地域となっている。

国勢調査によると、本市では単身高齢者世帯及び高齢者夫婦のみの世帯が平成7年

から平成27年の20年間に約2.1倍に増加しており、飯倉地域でも単身高齢者・高齢者の み世帯が増加していると見込まれることから、買い物支援サービスを必要としている 高齢者等も増加していると考えられ、生活支援サービスの創出が課題である。

(3) 子育て支援サービスの充実

本市の保育所の入所者児童数は平成28年4月に898人であり、平成29年4月には921人、平成30年4月には909人と、少子化が進んでいるにもかかわらず増加傾向にある。 小学校就学前の子どもを持つ共働きの子育て世帯等が「安心して子育てできるまち」を実現するため、よりきめ細かい保育を行い、子どもを安心して預けられる保育所等の子育て支援サービスが必要である。

第3章 計画対象地域における事業・取組

1 全体概要

生涯活躍のまちの構築に向け、JR東日本総武本線飯倉駅に隣接する事業地に、事業主体である社会福祉法人九十九里ホームが、住まいや医療、介護、介護予防及び生活支援サービスを一体的に提供できる環境として、新たに、サービス付き高齢者向け住宅、広域型特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園及び地域交流拠点施設を整備し、運営するとともに、地域住民等との協働により高齢者を対象とした生活支援サービス等のソフト事業を展開する。

また、ソフト事業の拠点施設として整備する地域交流拠点施設では、隣接する幼保連携型認定こども園の児童及び保護者、サービス付き高齢者向け住宅の入居者、広域型特別養護老人ホームの入居者並びに地域住民が参加できる様々なイベントや、近隣自治会の集会等を行う等の多世代交流を図る。また、同施設を中高年齢者、障害者等の就労の場とするほか、生涯学習に関する情報等を発信する拠点とし、移住、就労、子育て等の総合相談窓口として「暮らしの窓口(仮称)」を設置することで、年齢や障害の有無にかかわらず、地域住民等の誰もが利用できる場所とする。

移住者に医療が必要になった場合には、社会福祉法人九十九里ホームが設置・運営する九十九里ホーム病院(事業地から約300mの位置に所在)において、必要な医療サービスを提供し、また、地域交流拠点施設等において介護予防事業等を実施する。

以上のような事業地における住居、医療、介護等の基盤を有機的に結び付け、サービス付き高齢者向け住宅の入居者と地域住民との良好な地域コミュニティを形成するため、事業地におけるサービス付き高齢者向け住宅及び地域交流拠点施設の整備完了前の令和元年度から必要なコーディネーターを確保し、ソフト事業のプログラムの開発及び展開を図るほか、東京都をはじめとする都市部等の中高年齢者を対象に本市への移住促進を図るためのプロモーション事業を行う。

2 事業実施地域の全体イメージ

事業地内に、子育て支援として「幼保連携型認定こども園」、中高年齢者が安全で安心 して快適に暮らし続けられる住まいである「サービス付き高齢者向け住宅」、在宅での生 活が困難な高齢者のための施設として「広域型特別養護老人ホーム」及び移住者、地域住民等様々な人々が交流するための施設として「地域交流拠点施設」を整備し、在宅の中高年齢者、障害者等を支援する各種サービスを提供するほか、これらの施設(特に、地域交流拠点施設)を中核として、移住者と地域住民が、子どもから高齢者まで、多世代にわたり交流し、協働することのできるシステムを構築し、誰もが生涯にわたって活躍し、生涯住み続けたいと思うまちづくりを進める。

3 個別の事業・取組内容

- (1) 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加を推進を図るために行う事業に関する事項(法第17条の24第3項第1号)
 - ① 中高年齢者の就業の推進に関する事項

現状 | [将来(令和22年)の65歳以上労働力人口は、現在と同程度と推計]

・令和22年の65歳以上の年齢階層の労働力人口は、現在とほぼ同数程度になると推計されている。

[働く意欲のある高齢者が一定程度存在]

・「第2次匝瑳市総合計画策定のための市民意識調査」(平成30年)における 就労状況に関する質問への回答状況によると、本市には労働参加の意思を持 つ高齢者が一定程度存在している。

[シルバー人材センター会員のほぼ全員に就業機会を提供]

- ・公益社団法人 匝瑳市シルバー人材センター(以下「市シルバー人材センター」という。)では、働く意欲を持つ60歳以上の健康な高齢者を会員として登録し、就業機会を提供している。
- ・平成30年度末における市シルバー人材センターの会員数は246人(平均年齢73.9歳)であり、そのうち239人が就業している(就業率97.2%)。
- ・市シルバー人材センターの受注内容は、「農園作業、草刈、調理等の特段の技能を必要としない一般作業」及び「植木剪定、大工等の一定の技能を必要とする作業」が受注総件数の約9割を占めており、事務系業務の受注は少ない状況である。

[農業就業者の高齢化と担い手の減少]

- ・農業就業者数は、産業別就業者総数より大きい率で減少している。
- ・本市の高齢者就業者総数に占める65歳以上の就業者の割合を産業別に見た場合、農業就業者の割合が最も高い。

[市が実施する主な農業支援]

- ・市民農園事業、関係機関と連携した営農指導
- ・担い手への農地集積を行う「農地中間管理事業」

・農業後継者を育成する「農業後継者支援対策事業」「農業次世代人材投資 事業」等

課題 [高齢者の就職情報の入手が困難]

・高齢者の一層の労働参加を促進させ、担い手として活躍できる環境の整備が課題である。仕事を探す際に、インターネット等ができない高齢者にとっては市シルバー人材センター、ハローワーク以外には必要な情報を得る手段がなく、それ以外には事業者と高齢者のマッチングを行う場もない。

[シルバー人材センターの会員と受注業務とのミスマッチ]

・市シルバー人材センターでは、事務系の会社員及び公務員の職歴を持つ会員が多い一方、事務系業務の受注が少ない状況であり、必ずしも事務系の会社員等の退職者の受け皿になっていない。事務系業務等の受注増加を図ることが課題である。

[耕作放棄地の増加抑制及び農作物の新たな現金化の方法が必要]

- ・本市の農業における課題は、担い手の確保・育成と耕作放棄地の抑制・解消である。
- ・農業就業者の収入増加に繋げるため、市場出荷以外の現金化方法を増やし、農業就業者の選択肢を増やす必要がある。
- ・高齢の農業就業者の収入を増加させるため、少量の農作物から現金化できる方法が必要である。

取組内容

[就職支援を行うコーディネーターによるマッチング支援]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・地域交流拠点施設に「暮らしの窓口(仮称)」を開設し、コーディネーターを配置して移住や就労の相談等の支援を行う。
- ・働く意欲がある元気な中高年齢移住希望者が、希望に応じて就業し、仕事を通じて社会参加できるように、事業地内の地域交流拠点施設に配置する暮らしの窓口(仮称)のコーディネーターが、本市、市シルバー人材センター、ハローワーク等と連携し、求人・求職情報を共有することや、地域の事業主が必要とする人材需要と中高年齢者が有する技能・能力とのマッチングをする。
- · 実施時期:令和2年度~

[市シルバー人材センターによる受注業務の掘り起しや技術習得の講習会の 開催]

(実施主体: 市シルバー人材センター)

・事業主が市シルバー人材センターを利用する際のポイントや活用方法等を 記したパンフレットを作成するとともに、個別訪問等により地域の事業主等 が必要とする人材需要を正確に把握し、事務系業務の受注の増加を図る。 ・市シルバー人材センター、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会が連携し、市シルバー人材センター会員に対して、本市の人材需要に応じた就業に必要な技能の習得等のための講習会(例 接遇研修、パソコン技能研修)等を実施する。

・実施時期:令和2年度~

[農産物直売所(ミニスーパーマーケット)における農産物の販売]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム、市、関係機関)

- ・移住者等が収穫した農産物を販売し、収入を得ることができる仕組みとして、地域交流拠点施設に今後整備する農産物直売所(ミニスーパーマーケット)において、農産物を消費者に直接販売する仕組みを設ける。
- ・市は、引き続き関係機関と連携しながら農業支援を行う。
- · 実施時期: 令和2年度~

② 生涯にわたる学習活動への参加の推進に関する事項

現状 [公民館活動や生涯学習活動が盛んである]

- ・匝瑳市立八日市場公民館における公民館活動や、匝瑳市生涯学習センターにおける生涯学習活動、その他、高齢者教室として寿大学が行われている。
- ・本市では、匝瑳市立八日市場公民館及び匝瑳市生涯学習センターが中心となり、公民館活動や生涯学習の各種講座の卒業生等で構成する市民の自発的 自主的な活動の支援をしている。

課題 [本市の西部の市民は生涯学習への参加が不便]

・匝瑳市立八日市場公民館は本市中央地区に、匝瑳市生涯学習センターは本 市南部の野田地区に位置しており、事業地のある飯倉地域を含む本市西部の 地区(豊栄地区・吉田地区)からそれぞれの拠点施設までは距離があり、生 涯学習の参加者にとって不便な状況となっている。移住者や本市西部に住む 市民の生涯学習機会の充実を図るためには、本市の西部に生涯学習の拠点施 設を整備する必要がある。

「生涯学習を行いたい市民と生涯学習の講座、教室等のマッチングが困難」

- ・「匝瑳市総合計画後期基本計画策定のための市民意識調査」(平成30年)によれば、「市の生涯学習・スポーツ、文化活動への取組」として「生涯学習のプログラムの充実」を求める割合が39.0%と高く、特に中高年齢者層でその割合が高い(50歳~59歳42.4%、60歳~69歳40.5%、70歳以上43.4%)。
- ・その一方で、公民館活動及び生涯学習活動受講者の満足度は高いことから、 ミスマッチがあるものと推察される。
- ・生涯学習講座や教室等の情報を一元的に把握し、生涯学習を行いたい移住者をはじめとする市民と生涯学習の講座、教室等をマッチングする必要があ

る。

取組内容

[本市西部の生涯学習拠点を整備及びコーディネーターによる生涯学習の機会のマッチング]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・移住者や市民の生涯学習機会の充実を図るため、事業地内に地域交流拠点 施設を整備し、移住者や市民が共に学び合える本市西部の生涯学習拠点施設 として活用する。
- ・地域交流拠点施設に生涯学習、移住、就労、子育て等の総合相談窓口として暮らしの窓口(仮称)を設置するとともに、当該窓口にコーディネーターを配置する。
- ・コーディネーターは、本市、県、市内の音楽・スイミング等のカルチャー教室や、近隣市の民間のカルチャーセンター等の生涯学習の実施主体と連携し、生涯学習の参加機会の情報を集約・一元化し、移住者等の希望に応じた生涯学習の募集情報をホームページ、パンフレット等の視覚情報で紹介するほか、各実施主体で行っている各種講座等の講師を地域交流拠点施設内の生涯学習施設に招き、体験教室を開催するなど移住者等の生涯学習の機会のマッチングを行う。
- ・移住者等の職業経験や専門分野を生かせる講座を開催する等、参加希望者のニーズに応じた生涯学習の機会の提供を図るため、コーディネーターが移住者等の生涯学習ニーズを把握し、本市及び県の生涯学習の実施主体に伝達し、当該ニーズに合った講座の開催等を要望する。
- · 実施時期:令和2年度~

③ その他の社会的活動への参加の推進に関する事項

現状

「シニアクラブの加入率(38.8%)は、千葉県内市町村で1位]

- ・本市では、自治会、シニアクラブ等の団体により、地域の祭り等の伝統行事、防犯パトロールカーの巡回による防犯活動、自主防災会による防災訓練等の様々な社会活動が行われている。
- ・本市のシニアクラブは、118 の単位クラブ及び各単位クラブの連絡調整等 を行うシニアクラブ連合会で構成している。
- ・本市(旧八日市場市)は、シニアクラブの発祥の地であり、平成29年3月31日現在における会員数は5,834人であり、加入率は38.8%と、千葉県内市町村で1位となっている。

[民生委員による単身高齢者世帯を定期的に訪問する見守り活動等の実施]

・本市では、民生委員が単身高齢者世帯を定期的に訪問(民生委員1人当たり月平均9回単身高齢者世帯等を訪問(平成28年度実績))する見守り活動等の生活支援を行っている。

課題

[移住者への地域の社会活動の情報発信や、移住後の地域とのコーディネー

トが必要]

- ・移住者が社会活動に参加するためには、移住を希望する段階から、本市の 魅力を伝えるだけではなく、飯倉地域を中心とする地域の地域行事等の社会 活動の内容等も十分に伝えて、そのような事情を理解・認識することが必要 となる。
- ・現在、地域の社会活動は個別団体ごとに実施している状況にあり、移住希望者が必要な情報を得ることができていない。また、移住後のサポートを行う機能も存在しない。
- ・飯倉地域を中心とする地域の社会活動の情報発信や、移住者と移住後の地域とのコーディネート等のサポートを行うことが必要である。

[シニアクラブの活動の新規会員の確保が課題]

- ・本市のシニアクラブの加入率は、千葉県内市町村で1位である。
- ・シニアクラブの加入年齢である60歳以上の人口は増加傾向にあるが、会員数・加入率ともに減少傾向にあり、今後も会員数の減少が続くと、将来的にシニアクラブの活動の縮小等が懸念される。

[単身高齢者世帯の増加による生活支援の担い手の不足]

・生活支援の担い手である民生委員は、70人(平成7年度)から74人(平成30年度)と20年間ほぼ一定なのに対し、単身高齢者世帯は増加傾向にあり、生活支援の担い手不足が懸念される。

[地域での高齢者の見守りの充実が課題]

- ・本市では、民生委員の高齢者見守り活動や、事業者と連携した高齢者等あんしん見守りネットワーク事業のほか、地域の住民が高齢者の見守りを自主的に行っている。
- ・一方、「匝瑳市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための市民意識調査」(平成28年)では、「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、ご回答ください」との問いに「見守り・声かけ」が1位となっていることから、今後、地域での高齢者の見守りを更に充実する必要がある。

取組内容

[コーディネーターによる移住者と地域との橋渡し]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・事業地内の地域交流拠点施設内のコーディネーターが移住希望者に対し、 飯倉地域を中心とする地域で自治会等が行っている社会活動、生活上のルール等の情報発信や事前相談を行う。
- ・移住者が地域社会と融和し、社会活動、自治会活動、地域の伝統行事等に 参加しやすい環境を整備するため、コーディネーターは地域の情報を集め、 移住者に伝えるほか、移住者が自治会・地域行事に際にはコーディネーター

が同行するなど、移住者と地域の橋渡しを行う。

・実施時期:令和2年度~

[シニアクラブへの加入の促進]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム、シニアクラブ連合会、匝瑳市)

- ・今後建設するサービス付き高齢者向け住宅への入居者は、高齢者及び同居者であり、高齢者が多いことが予想されるため、暮らしの窓口(仮称)のコーディネーター、シニアクラブ連合会、本市が連携し、移住者に対してシニアクラブの活動等を周知し、加入を促進する。
- ・具体的には、本市においてシニアクラブに活動助成金を交付し、シニアクラブの社会奉仕活動、グラウンドゴルフ等の活動を支援する。シニアクラブでは市内の118の単位クラブ及びシニアクラブ連合会の社会活動、健康保持、介護予防等の活動を行う。
- ・コーディネーターと協働し、同会の主催により地域交流拠点施設で、誰も が参加できるシニアクラブ活動の発表会等のイベントを開催することで移 住者のシニアクラブに対する理解を深めるとともに、入居者から社会活動に 関する相談を受けた際にはシニアクラブへの加入を勧める。
- ・実施時期:令和2年度~

[コーディネーターによる生活支援サービスの創出、高齢者の見守り等の元気な中高年齢者が活動する場の確保等]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・暮らしの窓口(仮称)に配置するコーディネーターが、介護保険制度の地域 支援事業における「生活支援コーディネーター」と連携し、移住者や地域住 民を対象とする生活支援サービスの創出や、移住者をはじめとする元気な中 高年齢者が生活支援サービスを支援する仕組みを作る等の元気な中高年齢 者が活動する場の確保等を行う。
- · 実施時期: 令和2年度~

(2) 高年齢者向け住宅等の整備を図るために行う事業に関する事項(法第 17 条の 24 第 3 項第 2 号)

現状 [本市内にあるサービス付き高齢者向け住宅は1施設であり、有料老人ホームは無い] ・本市内にあるサービス付き高齢者向け住宅は1施設のみであり、また有料老人ホームは無い。 課題 [健康な中高年齢者の「住まい」としてサービス付き高齢者向け住宅の整備が必要] ・現時点での「市民意識調査」では、自宅での介護を望む市民の割合が多く、サービス付き高齢者向け住宅での介護を望む市民の割合が低くなっている。

- ・本市では単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあることから、今後は市民のサービス付き高齢者向け住宅に対する需要も増加するものと想 定される。
- ・有料老人ホームに入居できるのは要介護者のみであることから、東京都を はじめとする都市部等からの健康な中高年齢者の移住を本市が積極的に受 け入れるためには、見守りサービスや専門的な介護サービスを受けられる、 サービス付き高齢者向け住宅を整備する必要がある。

取組内容

[サービス付き高齢者向け住宅の整備及び運営]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・事業地内に新たに「サービス付き高齢者向け住宅」(50 戸程度)を整備し、運営する。
- ・実施時期:整備 令和元年度、開設 令和2年度

[生活利便施設として地域交流拠点施設内に農産物直売所(ミニスーパーマーケット)を整備]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・サービス付き高齢者向け住宅入居者の住みやすい環境を整備するため、生活を支援する利便施設として、隣接地に建設する地域交流拠点施設内に農産物直売所(ミニスーパーマーケット)を整備する。
- ・実施時期:整備 令和2年度、開設 令和2年度)

[入居者の地域の子育て世代との交流及び各種地域活動等への参加の促進]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・地域交流拠点施設内の地域交流スペースを地域住民に開放し、地域住民が行う地域イベントの場所として活用するほか、同交流スペースの一部を乳幼児及びその保護者が自由に集い、遊びや情報交換ができる場所として開放することで、サービス付き高齢者向け住宅入居者と園児及び保護者等や、飯倉台地域等の事業地の近隣の子育て世代との交流や、各種地域活動等への参加を促進する。
- ・交流施設内に保育士又は幼稚園教諭の資格を持つ「子育て支援アドバイザー(仮称)」を常駐させ、子育てに関する相談や、乳幼児を対象としたイベントを行い、入居者とも交流する。
- ・幼保連携型認定こども園においては、保育士又は幼稚園教諭の資格を持つ 移住者や、乳幼児と交流したい移住者を補助スタッフとして活用することに より、乳幼児及びその保護者との交流を図る。
- ・実施時期:平成30年度~

(3) 介護サービス及び当該介護サービスの提供体制の確保を図るために行う事業 に関する事項(法第17条の24第3項第3号)

現状 [特別養護老人ホーム入居待機者は増加傾向にある]

- ・本市には、介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)は、平成30年3月31日現在で6施設(定員428人分)が整備されている。
- ・本市の特別養護老人ホーム入居待機者(要介護3以上の者)は、平成31年1月1日現在217人であり、平成28年7月1日現在の148人よりも増加している。

「本市の自宅死亡割合は比較的高く、県内 54 市町村中 9 位]

・本市の自宅死亡割合は、16.8%(平成29年実績)(出典:厚生労働省 在宅医療に係る地域別データ集。なお、この調査の「自宅」は、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を含む。)と全国13.2%よりも高く、県内54市町村中9位となっている。

課題 [特別養護老人ホームが不足している]

・入居待機者を解消するためには、新たな特別養護老人ホームの整備が必要である。

[地域包括ケアシステムの構築に向け、各医療・介護機関との合意形成や財源措置等が必要]

- ・在宅医療は国保匝瑳市民病院をはじめとする医療機関が、在宅介護は介護サービス事業者がそれぞれ提供している。
- ・医療及び介護事業者等で構成する「匝瑳市在宅ケアフォーラム」や、地域 ケア会議「匝瑳市医療介護連携会議」では、医療介護連携上の課題を抽出し ている。
- ・全市的な医療介護連携や政策形成を図るためには、各医療・介護機関との 合意形成や財源措置等が必要である。
- ・令和7年には全ての団塊の世代が後期高齢者となり、医療と介護の両方を 必要とする高齢者の増加が見込まれることから、今まで以上に医療・介護関係者の情報共有が必要である。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの検討を基に更なる現状把握や課題抽出、対応策の検討等が必要である。

取組内容 | [特別養護老人ホームの整備]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・介護保険施設として、事業地内に匝瑳市介護保険事業計画に基づき特別養護老人ホーム1か所(定員 100 人)及び短期入所生活介護1か所(定員 20 人)を整備し、運営する。
- 実施時期:整備:平成29~30年度、開設:平成31年度

[サテライトクリニックや訪問看護ステーションの整備による医療サービスの充実]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・地域交流拠点施設内に「サテライトクリニック」を新たに設置・運営する ほか、同法人が運営する事業地から約300mの位置に所在する九十九里ホー ム病院と連携し、必要な医療サービスを提供する。
- ・事業地内に建設するサービス付き高齢者向け住宅内に訪問看護ステーションを設置するとともに、九十九里ホーム病院の敷地内に新たに調剤薬局を設置し訪問薬剤管理指導を行い、在宅医療サービスの充実を図る。
- ・サテライトクリニックを、健康意識向上のための情報発信の場や、誰でも 気軽に立ち寄れる健康相談の場所として活用する。
- · 実施時期: 令和2年度~

[地域包括ケアシステムの構築に向けた体制の整備]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム、本市、国保匝瑳市民病院、市内介護事業者等)

- ・各主体が連携して、飯倉地域及び飯倉台地域を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整備する。
- ・市の部局横断的な検討会として、匝瑳市地域包括ケアシステム推進本部を 設置し、地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行う。
- ・連携する各主体がそれぞれの役割を発揮して、令和3年度までに、在宅医療の充実、健康講座等の支援プログラムの提供、高齢者の健康状態に応じた介護相談体制の構築等を実施する。
- ・実施時期:平成29年度~

(4) 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進を図るために行う事業に関する事項(法第17条の24第3項第4号)

現状 [市の PR、移住・定住促進イベントの実施]

- ・市の認知度拡大のため、市の観光 PR に重点をおいた情報発信やイベント 参加を行っている。
- ・平成29年2月からは関係機関と連携しながら、「移住・定住促進イベント」 を開催し、移住希望者に対するダイレクトな情報提供や移住相談を行ってい る。

課題 [お試し居住施設の整備や、移住に結び付く取組が必要]

- ・本市での生活を実際に体験して土地柄を確認してみたいという移住希望者 のニーズに応える「お試し居住施設」の整備が必要である。
- ・移住希望者に本市を知ってもらうため、ターゲット層の絞り込みや、移住希望者の興味・関心を引く形で、東京都をはじめとする都市部等での移住・

定住促進イベントを行うことが課題である。

取組内容

「サービス付き高齢者向け住宅内にお試し居住を整備・実施」

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム)

- ・移住希望者への支援対策として、本市に短期的に居住し、本市での生活を 体験することで移住に結び付けるため、事業者が事業地内に今後建設するサ ービス付き高齢者向け住宅において、「お試し居住」を実施する。
- · 実施時期: 令和2年度~

[飯倉台地域でお試し住宅を実施]

(実施主体:匝瑳市)

- ・市の移住・定住促進施策の一環として、飯倉台地域にある市有住宅(病院管理物件)を活用して、移住希望者向けのお試し住宅を実施する。
- ・実施時期:平成30年度~

[交流人口の増加や移住・定住促進を図るプロモーション事業の実施]

(実施主体:社会福祉法人九十九里ホーム、匝瑳市)

- ・東京都をはじめとする都市部等で、ターゲット層の絞り込みをした上での 移住・定住促進イベントを実施する。
- ・東京都をはじめとする都市部等の中高年齢者を対象に、本市の住みやすい 自然環境、祭りの伝統行事等の特色や、生涯活躍のまちの内容についてのプロモーション事業を行う。
- 実施時期:平成28年度~

第4章 計画に基づく特例

- 1 旅館業の許可の特例 (法第 17 条の 34)
 - (1) 特例を活用する事業の概要

サービス付き高齢者向け住宅内に「お試し居住」を整備・実施し、移住・定住に向けて段階的に取り組むことができる環境を整えるとともに、コーディネーター等が中心となり、一時滞在の機会を提供する。

主な対象:50歳以上 名称等:別紙のとおり

(2) 法第17条の34の規定に係る実施主体に関する事項

旅館業の許可の特例 (法第17条の34) を利用するため、本計画に厚生労働省令第10条各号及び第20条各号の事項を記載した書類を添付して千葉県知事に協議し、公表するものとする。

2 サービス付き高齢者向け住宅の入居要件の設定の特例(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条)

匝瑳市として、市外への転出を抑制するとともに、市外からのアクティブシニアの 移住を促進することを目的として、匝瑳市生涯活躍のまち形成事業計画によるサービ ス付き高齢者向け住宅の入居者要件を設定する。

東京都をはじめとする都市部等から匝瑳市に移住を希望する中高年層の、アクティブで自立したライフスタイルを支える住宅の供給が不十分となっていることから、50代以上の移住希望者が健康時から入居し、必要に応じて医療、介護を受けながら生涯にわたって安心して自立した生活を送れる居住環境として適したサービス付き高齢者向け住宅を提供する必要がある。

このことから、匝瑳市生涯活躍のまち形成事業計画では、国土交通省・厚生労働省 関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条で定める年齢その他要件 (現行規定による入居対象者)に加え、中高年齢期における早目の住み替えや、入居 する地域での活躍を念頭に、匝瑳市外からの移住者についてはサービス付き高齢者向 け住宅の入居者要件を50歳以上として設定する。

本入居者要件については、社会福祉法人 九十九里ホームが、匝瑳市生涯活躍のまち形成事業に係る事業主体として整備運営するサービス付き高齢者向け住宅に対して 適用するものとする。

また、入居の受け入れに際しては、以下の基準に従うこととする。

- 飯倉地域及び飯倉台地域その周辺の区域内に居住する 60 歳以上の者又は介護保険 法に規定する要介護認定若しくは要支援認定を受けている 60 歳未満の者が、サービ ス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができ ないような事態が発生しないこと。
- サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する状況把握サービス及び生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることから、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めるものとすること。

第5章 計画の成果目標の設定

1 目標の設定

(1) 目標

	事業開始前	平成29年度	平成30年度	平成31年•
	(現時点)	増加分	増加分	令和元年度
		(1年目)	(2年目)	増加分
				(3年目)
事業地内のサービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	0
に移住した各年度末時点の移住者数 (人)				
事業地内の施設において、新たに雇用さ	0	0	2 5	6
れた各年度末時点の労働者数 (人)				
市及び事業主体に移住相談を行った事業	0	5	1 5	2 0
地内のサービス付き高齢者向け住宅への				
移住相談者数(人)				
事業地内の地域交流拠点施設に設置する	0	0	0	0
農産物直売所 (ミニスーパーマーケット)				
における農業就業者1人当たりの年間収				
入額(千円)				

	令和2年度 増加分 (4年目)	令和3年度 増加分 (5年目)	KPI増加分 の累計
事業地内のサービス付き高齢者向け住宅	2 0	1 0	3 0
に移住した各年度末時点の移住者数(人)			
事業地内の施設において、新たに雇用さ	1 2	5	4 8
れた各年度末時点の労働者数 (人)			
市及び事業主体に移住相談を行った事業	2 0	2 0	8 0
地内のサービス付き高齢者向け住宅への			
移住相談者数 (人)			
事業地内の地域交流拠点施設に設置する	4 2 0	180	600
農産物直売所(ミニスーパーマーケット)			
における農業就業者1人当たりの年間収			
入額 (千円)			

(2) 目標の達成状況の点検・評価方法

本計画の目標の達成状況を確認するため、匝瑳市地域再生協議会において、達成 状況や事業効果を毎年度検証・評価するとともに、必要に応じて目標の効果的な実 現に向けた見直しを行う。

評価結果は、本市の公式ホームページにおいて毎年度公表する。

2 スケジュールについて

施設の整備・運営

- ・「幼保連携型認定こども園」 施設整備 平成 28 年度及び平成 29 年度 施設運営 平成 30 年度~
- ・「広域型特別養護老人ホーム」 施設整備 平成 29 年度及び平成 30 年度 施設運営 平成 30 年度~
- ・「サービス付き高齢者向け住宅」 施設整備 令和元年度 施設運営 令和2年度~
- •「地域交流拠点施設」 施設整備 令和2年度 施設運営 令和2年度~

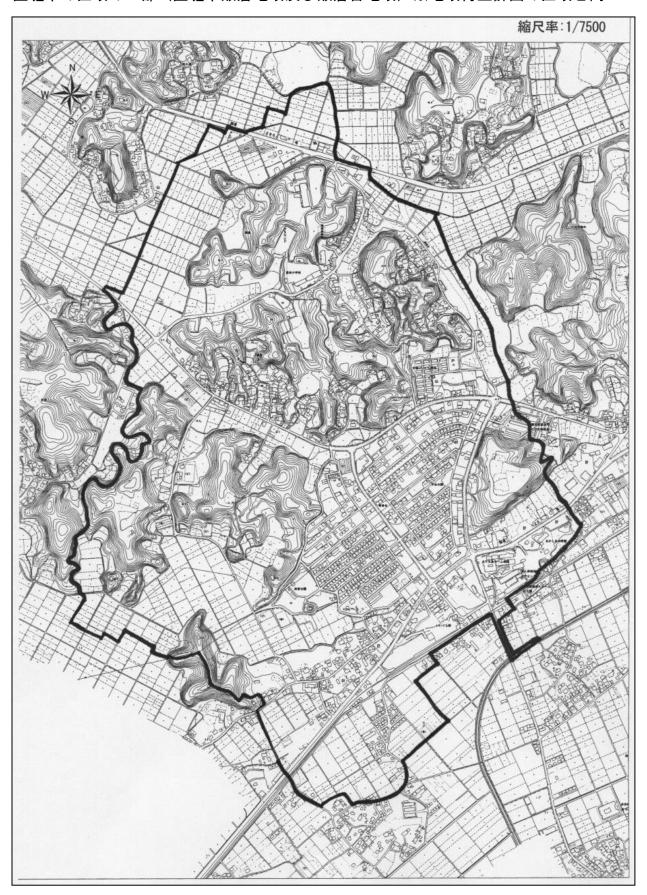
旅館業の許可の特例関係

- 1 実施主体の名称
- 2 宿泊の用に供する施設の名称、所在地
- 3 **営業の種類** 簡易宿所営業

市全体の地図及び取組地域の地図



匝瑳市の区域の一部(匝瑳市飯倉地域及び飯倉台地域)※地域再生計画の区域と同一



事業地周辺

